

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項 目	平成20年度			平成21年度			比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合 計 (C = A + B)			合 計 (F = D + E)				
	家庭系(A)	事業系(B)		家庭系(D)	事業系(E)			
4月	1,251.9	208.5	1,460.4	1,144.7	130.1	1,274.8	△ 185.6	△ 12.71%
5月	1,280.3	202.8	1,483.1	1,227.5	128.0	1,355.5	△ 127.6	△ 8.60%
6月	1,176.2	194.1	1,370.3	1,224.3	131.0	1,355.3	△ 15.0	△ 1.10%
7月	1,305.5	194.8	1,500.3	1,257.0	131.1	1,388.1	△ 112.2	△ 7.48%
8月	1,149.1	167.8	1,316.9	1,117.9	108.1	1,226.0	△ 90.9	△ 6.90%
9月	1,204.0	179.4	1,383.4	1,177.4	97.8	1,275.2	△ 108.2	△ 7.82%
10月	1,228.5	179.5	1,408.0	1,188.8	99.6	1,288.4	△ 119.6	△ 8.50%
11月	1,140.6	151.7	1,292.3	1,092.8	96.1	1,188.9	△ 103.4	△ 8.00%
12月	1,319.6	128.5	1,448.1	1,272.4	87.1	1,359.5	△ 88.6	△ 6.12%
1月	1,103.7	99.9	1,203.6	1,061.6	69.4	1,131.0	△ 72.6	△ 6.03%
2月	951.7	87.6	1,039.3	921.7	68.8	990.5	△ 48.8	△ 4.70%
3月	1,069.6	109.1	1,178.7	1,126.6	92.6	1,219.2	40.5	3.44%
合 計	14,180.7	1,903.7	16,084.4	13,812.7	1,239.7	15,052.4	△ 1,032.0	△ 6.42%

平成21年度 可燃ごみ処理の支援状況について

単位：t

支援先	処理委託期間	処理委託料 (円/t)	処理委託 契約量	3月31日までの 搬入実績量	備 考 (構成市等)
八王子市 (第1ブロック)	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (6月を除く)	40,000	3,100	3,303	
昭島市 (第1ブロック)	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	48,000	1,700	1,695	
国分寺市 (第2ブロック)	平成21年4月10日～ 平成22年3月31日	42,000	4,000	3,854	
多摩川衛生組合 (第2ブロック)	平成21年4月25日～ 平成22年3月31日	48,000	2,000	1,930	稲城市・狛江市・府中市・国立市 (搬入は土曜日のみ)
日野市 (第1ブロック)	平成21年6月1日～ 平成22年3月31日	45,000	2,250	2,242	
三鷹市 (第2ブロック)	平成21年7月20日～ 平成21年9月18日	42,000	1,000	789	
合 計			14,050	13,813	

# 小金井市のごみの概要

# ごみ減量・資源化施策

## 平成17年4月 戸別収集の実施

ごみの減量を目的とし、市内を4地区に分け、順次戸別収集を開始し、7月から全地区で開始しました。

## 平成17年8月 家庭ごみの一部有料化実施

ごみの減量を目的とし、燃やすごみ、燃やさないごみの2種類の有料化を実施しました。(有害ごみ、資源は無料)

## 平成18年4月燃やさないごみの3分別収集開始

ごみの減量、最終処分場への搬入量減量、中間処理場での処理量減量を目的に、従来の燃やさないごみを、プラスチックごみ、金属、その他の燃やさないごみの3種類に分けて収集を開始しました。(プラスチックごみ、その他の燃やさないごみは有料、金属は資源として無料)

# ごみ減量・資源化施策

## 平成18年10月 生ごみ乾燥物堆肥化実験施設設置

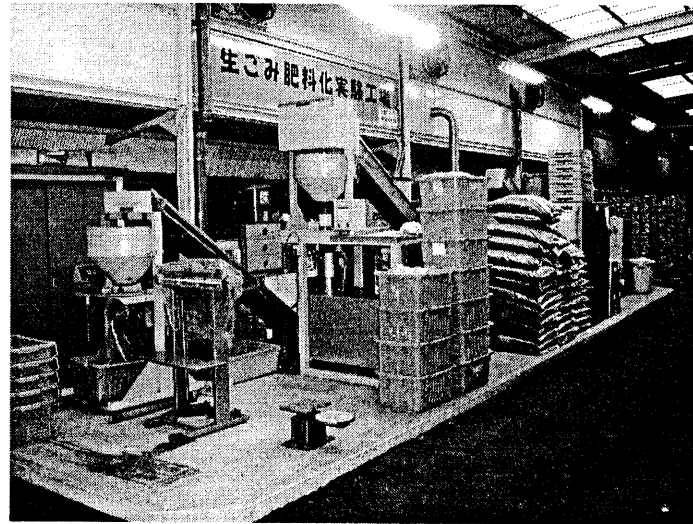
市内小・中学校や集合住宅に設置されている生ごみ減量化処理機器で生成された乾燥物を堆肥化するため実験施設を設置しました。

施設で生成された堆肥は、市民まつりなどで市民に配布しています。

### 堆肥の製造

#### 生ごみ減量化処理機器 での処理（乾燥）

市内小学校  
市内中学校  
市内保育園  
集合住宅



# ごみ減量・資源化施策

## 平成19年4月 家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の 大幅なレベルアップ

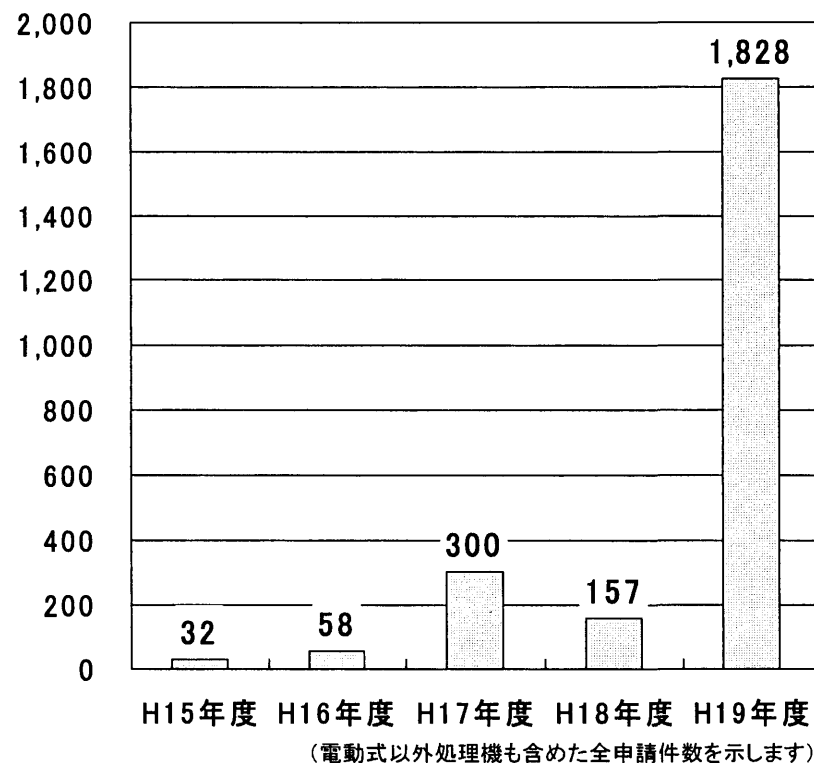
生ごみの減量をさらに促進するため、補助率、補助金額の拡大を行いました。

変更内容(電動式の場合)

補助限度額: 3万円 → 5万円

補助率: 50% → 80%

変更後、申請件数は大幅に増加  
しました！！

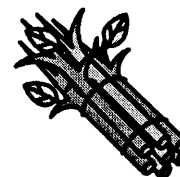


# ごみ減量・資源化施策

平成19年4月 家庭から排出される可燃系粗大ごみの資源化開始  
従来は焼却処理されていた可燃系粗大ごみ(木製家具など)を、リサイクル処理することで、焼却場へのごみ搬入量を減らしました。

平成19年6月 事業所から排出される剪定枝の一部資源化を開始  
従来は焼却処理されていた、事業所(シルバー人材センター)から排出された剪定枝(草、落ち葉含む)について、堆肥化することで焼却場へのごみ搬入量を減らしました。

平成20年4月一般家庭から排出される剪定枝の一部資源化実施  
一般家庭から排出された剪定枝(草、落ち葉含む)について、一部を申し込み制による戸別収集を行い、堆肥化することで焼却場へのごみ搬入量を減らしました。(同10月から全市域)

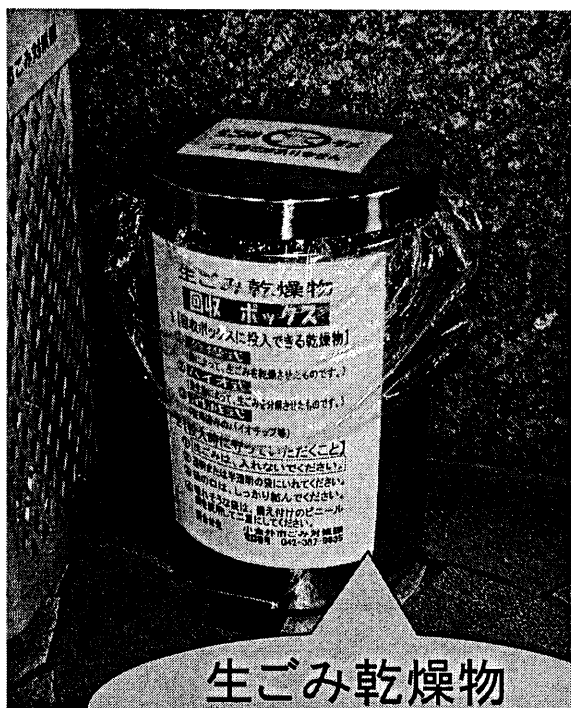


# ごみ減量・資源化施策

平成20年4月 乾燥型生ごみ減量化処理機器による生成物の拠点回収開始

燃やすごみの減量を目的に、ご家庭で使用されている乾燥型生ごみ減量化処理機器によってできた生成物について、市内10ヶ所の施設で拠点回収を開始しました。

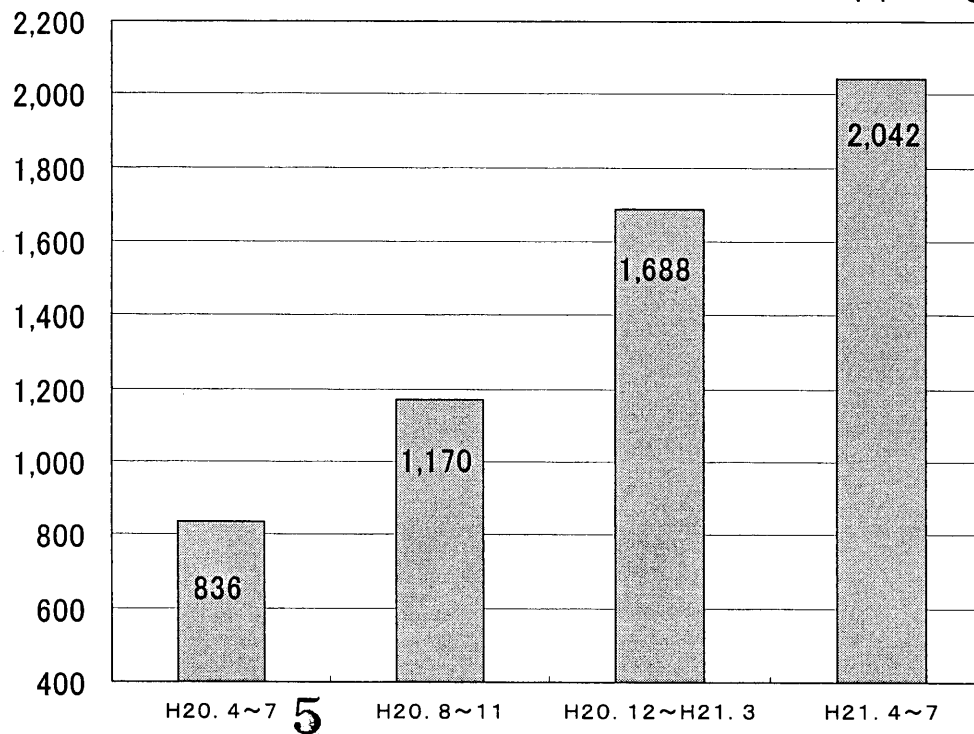
回収した生成物は堆肥化されています。



生ごみ乾燥物  
回収ボックス

乾燥生ごみ拠点回収量

単位: kg





# ごみ減量・資源化施策

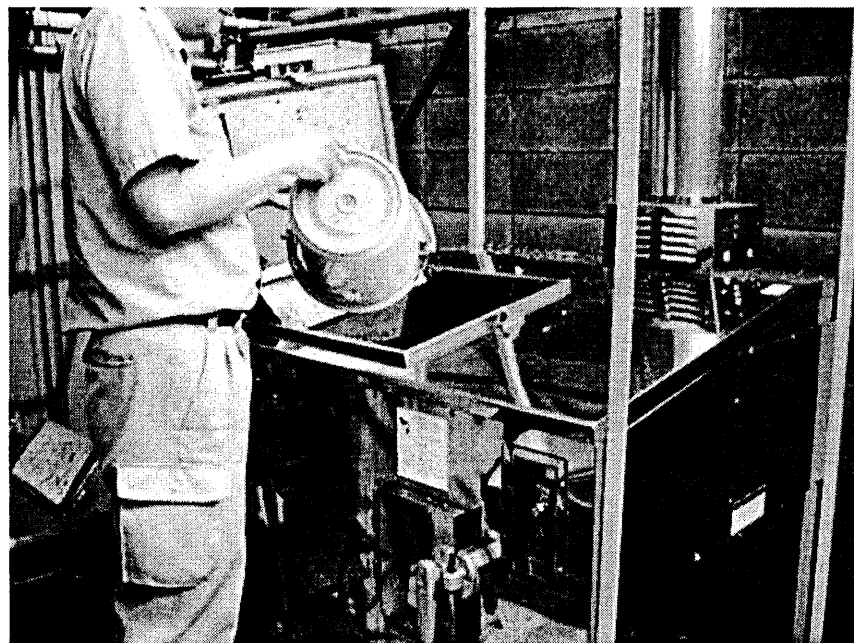
## 平成21年6月 事業所向け生ごみ減量化処理機器購入費補助制度 の開始

燃やすごみのさらなる減量の必要性から、家庭用に続き、事業所向け生ごみ減量化処理機器購入費補助制度についても導入しました。

補助内容

補助限度額： 100万円

補助率： 50%



収集の分別区分及び排出方法等

分別区分	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ	生ごみ・貝殻・紙おむつ・草木・紙くず類・衛生上焼却するものなど	市指定収集袋（黄）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつは透明又は半透明の袋に入れて排出する。	4袋（束）以上の草木は資源化（枝木・草葉の項参照）
プラスチックごみ	ビニール・ポリ袋・固形プラスチックなどのプラスチック	市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさないごみ	小型家電製品・皮革製品・ガラス類・せとものなど	市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	家電リサイクル法対象外の小型家電
有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター	透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。	
枝木・草葉	枝木・落ち葉・雑草等の草木 * 4袋（束）以上に限る	申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木：1本の長さ50cm以内、1本の直径10cm以内、束の大きさ30cmまでをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草：透明又は半透明の袋に入れて排出する。	3袋（束）以下は燃やすごみで排出する。（排出方法は枝木1本の長さ40cm以内、1本の直径4cm以内、束の大きさ30cmまでをひもで束ねて排出する。）
乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生ごみ	乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の朝8:30までに敷地内の排出場所に排出する。 (透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設（公民館等市内公共施設10箇所）で拠点回収に持参可)	拠点回収は随時可
古紙・布類	新聞・段ボール・その他の紙（雑誌・雑紙）・紙パック・シュレッダーごみ・布類	8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。 ☆その他の紙（雑誌・雑紙）：雑誌は紙ひもで縛って排出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。 ☆紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。（スーパー等の拠点回収ボックスに持参可） ☆シュレッダーごみ：透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。 ☆布類：透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。	紙パックの拠点回収は随時

スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
空き缶	飲料缶・菓子缶・茶缶・缶詰缶など	中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	空き缶・ペットボトル・びんの拠点回収は随時
金属	なべ・釜・やかんなど	ペットボトルのふたは取って排出する。 (空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点回収ボックスに持参可)	
ペットボトル	飲料用・醤油等調味料用		
びん	ガラスびん		
トレイ	発泡スチロール製トレイ	洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参	随時
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	洗って乾かして専用容器設置施設（公民館等市内公共施設13か所）に持参する。	随時

### 収集方法



分別区分	収集回数等	収集方法	
燃やすごみ	週2回 (委託)	種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参した紙パック、乾燥生ごみについては拠点回収する。	
プラスチックごみ	週1回 (委託)		
燃やさないごみ	2週に1回 (委託)		
有害ごみ	2週に1回 (委託)		
粗大ごみ(注)	随時 (直営)		
枝木・草葉	指定日 (委託)		
乾燥生ごみ	週1回 (直営)		
古紙・布類	週1回 (委託)		
スプレー缶	2週に1回 (委託)		種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参したものを拠点回収する。
金属			
空き缶			
ペットボトル			
びん	随時 (委託)		種類ごとに拠点に持参したものを拠点回収する。
トレイ			
紙パック			
ペットボトルキャップ	随時 (直営)		

(注) 家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

# 市を取り巻く状況について

## 埋め立て処分場について

多摩地域 25市 1町の焼却灰や不燃ごみの埋立処分を行っている日の出町ニツ塚廃棄物処分場が、20年度末までに全体の約44%に相当する量が埋め立てられています。

処分場延命のため、焼却灰をエコセメントとして再利用する事業が18年度から実施されています。

